

「スポーツをする・みる・ささえる促進事業」運動会開催業務

企画提案説明書

1 委託業務の名称

「スポーツをする・みる・ささえる促進事業」運動会開催業務

2 業務の目的

「北海道スポーツ推進条例」が新たに制定されたことを契機に、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる環境づくりを目指し、コロナ対策等安全対策を講じた上で、障がい者と健常者がともに楽しむことができる運動会を開催する。

3 業務の内容

(1) 日程・概要等

ア. 実施年月日

令和4年10月22日(土)

イ. 実施場所

札幌市近郊の体育施設（屋内体育館）

ウ. 人数規模 120名程度

対象者（道が別に指定する者）	人数
みらい会議参加企業	50名程度
市町村	20名程度
学校	10名程度
団体	20名程度
プロスポーツチーム	20名程度

※1チーム10名程度×12チームを想定

※会場の収容率を50%以下とし、「新北海道スタイル」安心宣言に配慮すること。

日本スポーツ協会（JSP0）の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に配慮すること。

エ. 開催時間 プログラム（案）

時間	内容
12:45	開会、大会挨拶、選手宣誓
13:00	運動会、記念撮影
17:00	閉会

(2) 実施内容

ア. 運動会プログラムの企画立案

以下の事項を企画提案に含めること。

- ①年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが参加でき楽しめる競技を実施すること。
- ②車いすを使った競技を1種目以上、実施すること。
- ③健常者の行う運動会競技種目を1種目以上、実施すること。
- ④参加者がコミュニケーションを図りながら実施できる競技とすること。
- ⑤映像や音声などを活用し、エンターテインメント性を意識した、運動会とすること。
- ⑥参加者を対象に運動会の満足度や障がい者スポーツに対する知識・経験・意見等についてアンケートを実施すること。
- ⑦障がい者スポーツの興味関心を高め、地域での継続性、障がい者スポーツへの支援の輪の広がりを意識した内容とすること。

イ. 準備

対象者の案内状の作成・送付、出欠の整理（名簿作成）、進行マニュアルの作成等。

ウ. 当日の運営

受付、進行、音響操作、競技に必要な道具の確保。

エ. その他

本イベントの趣旨に沿って、事業者の自由な発想や柔軟なアイデアをもって独自の企画提案をお願いします。

(3) 報告書の提出

事業実施結果報告書を作成する（紙媒体2部、電子媒体1部）

なお、本事業における成果品の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

4 委託期間

契約締結日から令和4年12月27日(火)まで

5 予算上限額

2,730,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 新型コロナウイルス感染症などの影響により、業務の中止又は業務内容の変更を行う場合がある。その場合は道と提案者の双方の協議により提案内容の変更または契約を行わないことがある。

6 委託契約の方法等

- (1) 契約方法
随意契約
- (2) 契約の相手方の選定
公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型プロポーザル方式）による。
- (3) 契約の根拠
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び北海道財務規則運用方針
第 6 章第 3 節関係 1 の (2)

7 プロポーザル参加資格、企画提案内容及び評価基準

- (1) プロポーザル参加資格
 - ア. 単体の法人若しくは団体又は複数の法人や団体による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
 - イ. 単体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ①過去 2 年以内に、障がい者のスポーツイベント企画運営及び教育啓発活動を行った実績がある法人や団体であること。
 - ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
 - ③地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - ⑤暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - ⑥暴力団関係事業者等でないこと。
 - ⑦次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ・道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - ・本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ・消費税及び地方消費税
 - ⑧次に掲げる届出の義務を履行していない者ではないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ・健康保険法第 48 条の規定による届出
 - ・厚生年金保険法第 27 条の規定による届出
 - ・雇用保険法第 7 条の規定による届出
 - ⑨コンソーシアムの構成員が単体の N P O 又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

⑩団体においては、団体の規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

⑪NPO法人の場合にあつては、直近3年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所轄庁へ提出していること。

(2) 企画提案内容

「企画提案書」により提出すること。

(3) 評価基準

ア. 運動会の開催

①「スポーツをする・みる・ささえる促進事業」運動会の内容及び演出

- ・年齢や性別、障がいの有無にかかわらず誰もが参加でき楽しめる競技の実施となっているか。
- ・障がい者スポーツの興味関心を高め、地域での継続性、障がい者スポーツへの支援の輪の広がりを意識した内容となっているか。
- ・映像や音声などを活用し、エンターテインメント性を意識した、運動会となっているか。

②採用競技の内容

- ・車いすを使った競技を1種目以上、採用しているか。
- ・参加者がコミュニケーションを図りながら実施できる競技となっているか。
- ・健全者が行う運動会競技種目を1種目以上、採用しているか。

③アンケートの内容

- ・参加者を対象としたアンケートは、運動会の満足度や障がい者スポーツに対する知識・経験、意見等について行い、北海道における障がい者スポーツを推進する内容となっているか。

④新型コロナウイルス感染症対策等の安全対策

- ・新型コロナウイルス感染症対策等の安全対策は適切かつ効率的な内容となっているか。

イ. 業務の実施体制

①実施体制の確保

- ・実施体制及び責任体制が明確かつ具体的に決められており、それぞれが十分な能力を有しているか。

②過去実績

- ・過去の類似業務実績等から当該業務を遂行することが期待できるか。

③経費見積内容

- ・経費見積内容が適正で、業務の適切な執行が期待できるか。

8 手続等

業務委託に当たり、企画提案参加者から事前に「プロポーザル参加資格審査申請書」（以下「資格審査申請書」と言う。）を徴取し、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 担当部課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部スポーツ局スポーツ振興課オリンピック・パラリンピック連携室
TEL 011-206-6023（直通）
FAX 011-232-1098
E-mail kansei.sports@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 企画提案に係る説明書の交付期間及び交付方法

ア. 交付期間

令和4年(2022年)6月9日(木)から令和4年(2022年)6月23日(木)まで
(ただし、直接交付については、閉庁日を除く午前9時から午後5時30分まで)

イ. 交付場所

ホームページからのダウンロードまたは上記(1)の場所
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ssk/115745.html>

(3) 資格審査申請書（別紙1）の提出

ア. 提出部数：1部

イ. 提出場所：上記(1)に同じ

ウ. 提出期限：令和4年(2022年)6月23日(木)午後3時(必着)

エ. 提出方法：持参又は郵送（配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる）

（持参による提出の受付時間は、閉庁日を除く午前9時から午後5時30分（提出期限の日においては午後3時）まで）

(4) 企画提案書（別紙2）の提出

ア. 提出部数：8部

イ. 提出場所：上記(1)に同じ

ウ. 提出期限：令和4年(2022年)7月14日(木)午後5時(必着)

エ. 提出方法：上記(3)のエに同じ

オ. その他：期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす。

(5) ヒアリング

ア. プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、企画提案についてのヒアリングを行うが、日時、場所、留意事項等は、別途通知する。

イ. 企画提案書の補足としてパワーポイント等の使用を認めるが、その場合、必要機材等は、提案者側で用意することとする。

ウ. 企画提案者が5者を超える場合には、原則として、事前に企画提案書の書類のみによる一次審査を行い、その結果を通知する。

9 企画提案の選定について

プロポーザル審査会において、評価基準等に基づき審査を行い、順位点の最も高い企画提案を選定する。

10 委託契約に関する基本的事項

審査の結果、特定された事業者と結ぶ委託契約は、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の調整

採択された提案内容は、契約締結時に修正や変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

原則として、審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

北海道財務規則第171条各号に該当する場合は、免除する。

(4) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(5) 著作権等の取扱いについて

委託業務処理に伴って生じた著作権その他の権利については、道に移転するものとする。

(6) 契約書及び仕様書

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

11 その他

(1) 資格審査申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。

ア. 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ. 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ. 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ. 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合は、棄権したものとみなす。

(3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う法人・団体の負担とする。

(4) 公募手続において使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。

- (5) 提出期限以降における資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (7) 提出された資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。
- (8) 提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する。
- (9) 業務委託した事業者の名称は公表できるものとする。
- (10) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。
- (11) 企画提案書作成の際には、事業を実施するために必要な会場の使用制限等についてあらかじめ確認の上、企画提案書を作成すること。
- (12) 次の失格要件に該当すると認められる場合は、審査会で審議の上、失格になることがある。
失格要件：企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合。
その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合。
- (13) 予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更又は締結しないことがある。
- (14) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議し決定する。